

○大和市寄附条例

平成19年3月15日条例第10号

改正

令和6年9月27日条例第17号

令和8年3月30日条例第3号

大和市寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、寄附の使途についての透明性を高めるとともに、本市を応援するためになされた寄附の活用を図ることで、市民生活の付加価値を高め、及び本市の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(寄附を活用する事業の指定)

第2条 寄附金及び寄附金以外の寄附（以下「寄附金等」という。）を活用する事業は、別表に掲げるとおりとする。

2 寄附者は、その寄附金等を活用する事業を、別表に掲げる事業のうちから指定することができるものとする。

3 この条例に基づいて収受した寄附金等の寄附のうち、前項の規定による事業の指定がないものについては、市長が当該事業の指定を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、使途を指定して寄附金等を募ることができる。この場合において、この規定に基づき収受した寄附金等が、当該使途による活用を果たしてなお残存したときは、別表第1号に掲げる事業で活用するものとする。

(寄附金の管理運用)

第3条 寄附者から収受した寄附金は、寄附者が指定し、又は前条第3項の規定により市長が指定した別表に掲げる事業の区分に応じ、同表に定める基金により管理運用する。ただし、前条第4項の規定に基づき収受した寄附金は、大和市応援基金で管理運用する。

2 市長は、寄附者の意向を反映するために必要があると認める場合その他特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、収受した寄附金を基金で管理運用しないで、大和市一般会計及び大和市特別会計条例（昭和43年大和市条例第11号）第1条に規定する特別会計

の歳出並びに大和市病院事業会計及び大和市下水道事業会計の支出に充てることができる。

(寄附の受入れ)

第4条 寄附金等の寄附の受入れについては、随時行うものとする。

(適用除外)

第5条 開発事業に起因する寄附等、規則で定める寄附については、この条例を適用しないものとする。

(運用状況の公表)

第6条 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、公表しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年大和市条例第3号 抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(大和市寄附条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大和市寄附条例（以下「新寄附条例」という。）の規定は、施行日以後に收受した寄附金及び寄附金以外の寄附（以下「寄附金等」という。）について適用する。
- 3 施行日前に收受した寄附金のうち、第1条の規定による改正前の大和市寄附条例（以下「旧寄附条例」という。）第5条第1項又は第2項の規定により、旧寄附条例第2条第2号、第14号又は第16号に掲げる事業（次項において「特定事業」という。）を指定して寄附されたものは、施行日以後、次の各号に掲げる当該指定された事業の区分に応じ、新寄附条例第2条第2項から第4項までの規定により当該各号に定める事業を指定して寄附されたものとみなして、新寄附条例の規定を適用する。
 - (1) 旧寄附条例第2条第2号に掲げる事業 新寄附条例別表第7号に掲げる事業
 - (2) 旧寄附条例第2条第14号に掲げる事業 新寄附条例別表第8号に掲げる事業
 - (3) 旧寄附条例第2条第16号に掲げる事業 新寄附条例別表第9号に掲げる事業

- 4 施行日前に収受した寄附金（特定事業を指定して寄附されたものを除く。次項において同じ。）については、令和8年9月30日（以下「旧基金廃止日」という。）までの間は、なお従前の例により、旧寄附条例第3条第1項各号に定める基金で管理運用する。
- 5 施行日前に収受した寄附金は、旧基金廃止日の翌日以後、次の各号に掲げる旧寄附条例第5条第1項又は第2項の規定により指定された事業の区分に応じ、新寄附条例第2条第2項から第4項までの規定により当該各号に定める事業を指定して寄附されたものとみなして、新条例の規定を適用する。
 - (1) 旧寄附条例第2条第1号、第6号、第7号、第9号、第15号及び第17号に掲げる事業 新寄附条例別表第6号に掲げる事業
 - (2) 旧寄附条例第2条第3号及び第4号に掲げる事業 新寄附条例別表第3号に掲げる事業
 - (3) 旧寄附条例第2条第5号に掲げる事業 新寄附条例別表第2号に掲げる事業
 - (4) 旧寄附条例第2条第8号に掲げる事業 新寄附条例別表第2号又は第4号に掲げる事業
 - (5) 旧寄附条例第2条第10号から第13号までに掲げる事業 新寄附条例別表第5号に掲げる事業
 - (6) 旧寄附条例第2条第18号に掲げる事業 新寄附条例別表第1号に掲げる事業
- 6 施行日前に収受した寄附金以外の寄附の運用については、施行日以後も、なお従前の例による。

別表（第2条、第3条関係）

事業	左の事業での活用を指定した寄附金を管理運用する基金
1 大和市応援事業	大和市応援基金
2 子ども・子育て支援事業	
3 教育充実・奨学金給付事業	
4 保健福祉の充実事業	
5 生涯学習・スポーツ振興事業	
6 市民生活・商工農・まちづくり事業	
7 市民活動の推進事業	新しい公共を創造する市民活動推進基金
8 芸術及び文化活動の振興事業	大和市文化振興基金
9 自然環境の保全及び緑化の推進事業	大和市みどり基金